

積立定期預金

販売対象	・法人および個人
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日確定方式 1年以上5年以内（最終預入日から3ヶ月の据置期間を含む） ・自由方式 積立期間および据置期間を設けない ※個人に限定 ・一般財形、住宅財形、年金財形による方式（勤労者財産形成促進制度による取扱） ※個人に限定
預 入	<ul style="list-style-type: none"> (1)預入方法 ・分割預入とし、預入額定額方式と預入額自由方式とする。 ただし、満期日確定方式での最終預入日は満期日の3ヶ月前における満期日の応当日とし、満期日が月末の場合、および満期日の応当日がない場合は、その月の月末とする。 (2)預入金額 ・100円以上 (3)預入単位 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
利 息	<ul style="list-style-type: none"> (1)適用金利 ・満期日確定方式では、各分割預入時における、預入日から満期日の前日までの日数に応じた、自由金利型定期預金M型の店頭表示の利率（固定金利）を適用します。 ・期間の定めがない自由方式では、各分割預入時における、預入日から最長お預り期限の前日までの日数に応じた期日指定定期預金の店頭表示の利率を適用します。 (2)利払方法 ・満期日以後に一括して支払います。 (3)計算方法 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※ 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
手 数 料	_____
付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・定額方式の場合、普通預金からの自動振替による預入ができます。 ・個人の場合はマル優の取扱ができます。

積立定期預金

中途解約時の取扱い

・個々の積立預金毎に預入日から解約日の前日までの日数について下記の預入期間に応じた取扱とします。

預入していた期間	約定期間			
	3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年もの
6ヶ月未満	約定利率×30%	約定利率×30%	約定利率×30%	約定利率×20%
6ヶ月以上 1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%
1年以上 1年6ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%
1年6ヶ月以上 2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%
2年以上 2年6ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%
2年6ヶ月以上 3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%
3年以上 4年未満	—	約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%
4年以上 5年未満	—	—	約定利率×90%	約定利率×90%

金利情報の入手方法

・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

苦情処理措置・紛争解決措置

苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:096-355-6112)にお申し出ください。

紛争解決措置 熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

その他参考となる事項

・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。

・預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)1,000万円を超える部分とその利息については、概算払い率に応じて払い戻されることとなります。(金額が一部カットされることがあります。)